

和歌山県監査公表第19号

令和6年4月16日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月9日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 行政財産の占用許可事務の不適切処理等に関しては、令和3年9月7日に公文書の紛失と不適切処理について貴部から報道機関への資料提供がなされたところであり、令和4年3月16日に実施した監査において、「行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい」旨の指摘を行った。 この指摘を受けて、貴部から令和4年6月3日に「調定がなされていなかったものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。また、再発防止策として、占用許可事務等に係る『申請受付簿』を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備する」等の措置を行ったとの報告があった。 しかし、今回、河川の占用許可事務が著しく遅延している事例が新たに確認されたことは誠に遺憾である。 今後、このような事態が発生することのないよう、再発防止策の徹底を図られたい。 注意事項 (1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。 (2) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。	指摘事項 河川占用手続において、許可条件について主管課との調整が必要となったことから、その調整に時間を要した結果、許可更新が遅延したものであり、主管課との連携が図られていなかったこと、及びグループ内での進捗管理が適切に行われていなかったことが原因であると考えられる。 これらを踏まえ、主管課との緊密な連携を行うとともに、申請受付簿を電子化することにより、関係職員が進捗の状況を確認できる体制とした上で、グループリーダーが毎週かつ担当課長が毎月の進捗管理を行い、占用許可事務等の遅延が生じることのないよう、周知徹底した。 注意事項 (1) 隣接する土地所有者から払下げの意向があるものについては、早期の払下げに向けた交渉等を進めている。 建物所有者の特定が困難なものについては、引き続き、訪問その他の方法により相手方の特定に努め、特定ができた箇所から厳正な指導を行っている。 また、樹木については伐採指導を行った。 今後も新たな不法占用が起らないよう、引き続き河川巡視を行っていく。 (2) 撤去指導を行った結果、払下げの意向が確認できたものについては、払下げの手続を進めている。 また、払下げの意向が確認できなかったものについては、立入防止柵を設置するなど、適切な維持管理に努めている。

2 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 県税の還付業務において、次の不適正な事務処理が発生していたので、税務業務全般において、今後このよ	指摘事項 県税の還付業務について、次のとおり措置した。

うな事態が発生することのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。 (1) 不動産取得税の減額・還付の申請に係る書類を紛失していた。 (2) 自動車税の過誤納金の還付において、第三者に誤って還付し、本来の還付すべき相手方への還付処理が遅延していた。	(1) 再発防止策として、提出書類が原本であることを判別しやすくするため、受付印を赤色や青色に変更するとともに、書類のシュレッダー処理の際には、職員が責任を持って各自で処理するよう、周知徹底した。 また、個人情報を取り扱うことの重要性を再認識させるとともに、今後このようなことのないよう、適正な公文書の管理徹底に努めている。 (2) 本事案の発生原因は、担当者の確認不足や誤認識、上司が進捗状況の確認を怠ったことなどが挙げられることから、再発防止策として、複数の職員によるチェックを実施するとともに、上司が進捗状況の確認を徹底するよう、周知徹底した。
---	--

3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 和歌山県児童相談所における法的業務の委託に係る委託料の支出について、弁護士に対する源泉徴収がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 職員に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、事故防止に向け運転には十分注意するよう指導を行うとともに、車両の適正な使用及び管理についても併せて指導を行った。 (2) 決裁権者は決裁書類を十分確認し、決裁漏れがないよう注意するとともに、起案者は施行前に未決裁の文書がないか再確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 源泉徴収漏れとなった個人事業主には、謝罪の上、源泉徴収すべきであった金額を返金していただき、和歌山税務署に納付を行った。所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正な源泉徴収事務を行うとともに、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。

4 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 支出負担行為の合議については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

5 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 研究用所内LAN設備更新業務の委託契約について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。 (2) 負担金の支出において、支出すべき会議に係る負担金を支出していない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 証紙が貼付されている書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、契約締結前に契約保証金の納入を確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 今後このようなことのないよう、資金前渡日及び資金前渡額を複数人で情報共有し、出金漏れがないことを確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 今後このようなことのないよう、職員に周知徹底するとともに、定期的に複数人で書類の確認を実施するよう確認体制を強化した。

6 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 資金前渡日に出金していなかった。 イ 現金を直ちに戻入することなく金庫で保管していた。 ウ 前渡資金精算票の出納機関への提出が遅延していた。 (2) 新聞購読料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を確認の上、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則に基づき、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。